

射水市監査委員告示第 2 号

財政援助団体等監査（指定管理者監査）結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和4年1月に実施した財政援助団体等監査（株式会社新湊観光船）の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年1月17日

射水市監査委員 村上 欽 哉

射水市監査委員 折橋 清 弘

射水市監査委員 吉野 省 三

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象 [所管課]

公の施設の指定管理者監査

株式会社新湊観光船

[港湾・観光課]

2 監査の実施日

令和4年1月12日（水）

3 監査の期間

令和3年12月22日から令和4年1月12日まで

4 監査の範囲（令和2年度）

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに執行された事務事業のうち、指定管理料に係る出納その他の事務

5 監査の方法

監査対象となる財政援助団体等の事務事業について、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、協定書に基づき施設の管理が適切に行われているかを提出された監査資料を審査し、関係書類の調査と関係職員に説明を求め、監査を実施した。

6 指定管理団体の概要

名 称	株式会社新湊観光船
代 表 者	代表取締役 木村 龍彦
所 在 地	射水市海王町2番地

7 指定管理施設の概要

施 設 名	川の駅新湊
所 在 地	射水市立町1番26号
所 管 課	港湾・観光課
基本協定締結日	平成31年1月11日
指 定 期 間	平成31年4月1日～令和4年3月31日
管理業務委託料	26,472,000円（令和2年度）

8 監査の結果

監査の結果、当該公の施設の指定管理に係る出納その他の事務処理は、概ね適正に行われていたものと認められるが、次の事項について措置又は検討されたい。

なお、その他改善を指示した軽易な事項については記述を省略した。

- (1) 市の担当課はもとより、観光協会や旅行会社と密接に連携を図るとともに、マスコミ等にもPRしながら、積極的な誘客により施設利用者の増加に努められたい。
- (2) 川の駅利用者にかかるアンケートの回答数が少ないので、特典を付すなどの手法を工夫し、多くの利用者の声を的確に管理運営に反映させ、サービスの向上、ひいては施設利用者の増加に努められたい。

(港湾・観光課)